

## 13. 文化を学ぶ体育教材としての柔道の可能性と限界

兵庫教育大学 有山 篤利  
京都教育大学 藪根 敏和  
兵庫教育大学 島本 好平  
日本大学 金野 潤

キーワード：柔道、体育、柔の理、伝統文化

Key words : judo, physical education, principle of Ju, traditional culture

## 13. The possibilities and limitations of judo as physical education for learning culture

Atsutoshi ARIYAMA (Hyogo University of Teacher Education)  
Toshikazu YABUNE (Kyoto University of Education)  
Kohei SHIMAMOTO (Hyogo University of Teacher Education)  
Jun KONNO (Nihon University)

The purpose of this research is to clarify whether the traditional tactical style known as “the principle of Ju (softness or flexibility)” has been sustained in judo, one of Japan’s martial arts, and to examine the possibilities and limitations of judo as an educational aid for studying our nation’s traditions and culture. The results obtained from a questionnaire survey reveal that this traditional tactical style may have been lost from judo as a sport, but that it tends to be restored by enthusiasts who have ceased competitive involvement. The inference from this is that, rather than creating an educational aid directly from competitive judo as a sport, it could be established as an aid for studying traditions and culture by reappraising its movements and tactics with focus on “the principle of Ju.”

### 和訳

この研究の目的は、日本の武道の一つである柔道について、「柔の原理」と呼ばれる伝統的な戦術様式が継承されているかを明らかにし、自国の伝統や文化を学ぶ教材としての可能性と限界を考察することにある。質問紙調査を行った結果、スポーツ化した柔道からは伝統的な戦術様式が消失しているように見えるが、競技を離れた愛好者については復元する傾向があった。したが

って、スポーツ化された競技柔道をそのまま教材化するのではなく、その動きや戦術を「柔の原理」という視点で再編することによって、伝統や文化を学ぶ教材として成立可能であることが示唆された。

## 1 はじめに

「我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、（中略）伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。」

平成18年に改正された教育基本法の前文からの引用である。さらに続く第二条五項には「伝統文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」という条文が記されている。これらの「伝統と文化」を学ぶ教育に関する文言は、アメリカの占領下で制定された旧の教育基本法においては条文のどこにも見られなかった記述である（梶田、2008）。

この改正を受けて示された「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改訂について（答申）」（中高教育審議会、2008）では、教育内容に関する主な改善事項として、「伝統や文化に関する教育の充実」がうたわれ、①自分とは異なる文化や歴史に敬意を払い、これらに立脚する人々と共に存する、②他者や社会との関係だけではなく、自己と対話しながら自分を深めていく、という2つの意義が強調されている（梶田、2009）。そして、これらの具体化は各教科の学習においても取り組むこととされ、保健体育科では「武道の指導を充実し、我が国固有の伝統や文化により一層触れることができるようになることが重要である」ことが明記されている。このことについて、佐藤（2010）は、現行学習指導要領を解説した論考のなかで、保健体育科における「伝統や文化に関する教育の充実」は、「中学校で武道をすべての生徒が体験」し、「我が国から世界に普及し、発展しているスポーツがあること」を学習することによって達成されると解説している。

武道が、我が国発祥の武技・武術を現代に引き継いだ運動文化であることは間違いない。しかし、体育という教科のなかで柔道が文化を学ぶカリキュラムとして成立するためには、単に武技・武術の発展の延長に武道があるという歴史以上に、その学習内容として何をもって自国の伝統という概念を把握するのかを問われねばならない。この問い合わせに対して、教科体育における武道領域はどのような解を見出しているのだろうか。

現在の武道は、1987年に日本武道協会が定めた武道憲章<sup>注1)</sup>に端的に表わされているように、術の練磨を通した「人間形成」を強調し、この教育的機能を前面に押し出すことでそのレゾンデートルを主張している。そして、この修養主義的性格をそのまま伝統に関する学習内容として位置付けているのが現在の教科体育における武道領域である。中学校学習指導要領解説保健体育編（文部科学省、2008）では、武道領域において「相手を尊重すること」や「克己の心」など、他の運動領域にはない道徳的態度を涵養する教育側面が強調されており、この道徳的態度を「礼」という作法に象徴させながら、自国の歴史との連続性を暗示することによって武道に伝統や文化を学ぶ体育教材としての価値を付与しているといえよう。

しかし、武道の修養主義的性格をもって自国の伝統や文化とのつながりを担保する考え方については、多くの批判がある。例えば、中村（1988）は、武道に我が国固有と言つてもよいような特徴が含まれていることを認めながらも、学習が精神主義的、技能伝達主義的な内容のみで構成

され、①「道」や「稽古」の思想、②流派の発生や発展の社会的条件、③技術の運動学的特徴、④国際化に伴う変化とその理由、⑤外国の武技との比較などの文化的特性に関する解釈が極めて浅薄であると指摘している。

また、井上（2004）は、「武術や武芸の歴史は古いが、武道は近代の発明である」と述べ、武道が修養主義的性格を主張するのは明治中期以降のことであるとして、それがエリック・ホムズボウムらの言う「伝統の発明」<sup>注2)</sup>の一形態であると喝破しており、同様に、石田（2008）は、武道授業における伝統文化に関して、①伝統を標榜するには武道という述語の成立が新しいこと、②都合の良い人間形成が期待されているのであれば武道が矮小化されてしまうこと、③スポーツ化する武道の何を伝統として教えるのかが不明であることを指摘している。中村（2010）らも、武道において観念的な修養論が横行し、「武道をやれば人間形成ができる」といった短絡的思考に基づいた感覚的・抽象的な学習論が支配的である現状に警鐘を鳴らしている。

有山ら（2015）はこのような指摘を引き受けながら、佐藤（1991）の提示する文化的構成体としてのスポーツというスキームを踏まえて古流武術の動きや戦術にある「柔」という概念に注目し、現行学習指導要領の球技領域を参考に、運動学習を通して伝統や文化を学ぶ柔道学習を提案している。この学習では、自国の伝統を「柔よく剛を制す」動きや所作として具体化するとともに、その動きや所作を生む原理を「柔の原理」と呼び、嘉納治五郎の提唱した「精力善用・自他共栄」という概念との関連を踏まえた学習内容を提示している。これは、武道固有の動きや戦術に焦点を当て、「運動学習の中に伝統や文化を位置付ける」という点において、これまでの武道授業のありようとは一線を画すものである。

「柔の原理」は、古来の剣術や柔術の術理に見られる特徴的な思考様式であり、一般には「柔の理」と呼称されてきた。しかし、有山らの定義によれば、「柔の原理」は単に小さい者が大きい者に、非力が強力に勝つという現象としての具体的な姿を意味するものではない。押されれば引く・急な動きには緩やかに対応するなど、「充実した力同士の衝突を避けることを旨として、臨機応変自在な変化をする」ことを要点とする戦術原理であり、その意味内容は「柔の理」そのものであるが、一般に流布するイメージとの混同を避けるために「柔の原理」と呼称している。そこで本論においても、「柔よく剛を制す」動きや戦術を生成する術理については、「柔の原理」と呼称することとする。

有山ら（2016）はさらに、この「柔の原理」の個人内の定着度を測定する「柔の原理定着尺度」を作成し、「柔の原理」が現代の柔術修行者に継承されていることを実証するとともに、それが単なる観念論にとどまらない具体的な姿をもつ学習内容として評価可能なものであることを証明した。そのうえで、これまでのように態度の内容だけではなく、武道の動きや戦術などの運動学習を通じ、技能の学習として伝統や文化を学ぶ柔道授業を提案している。

## 2 課題の提示

柔道の創始者である嘉納治五郎は、柔道と「柔の原理」の関係についてこのように述べている。

「柔道においてはいわゆる柔にして勝つことを教え、いやしくも無謀に敵に向かい無益に精力を費やすことを戒め、常に最も穩當に合理的に、少しの無駄もないよう、おのれの力を用いて目的を達し、対手を制することを習得させるのである（嘉納、1915）」

「乱取りの修行では、一時的に対手に負けても、上手にその力を外したり、その方に順応したりして退却しながら対手の体を崩し、その機会に乘じて技を施す練習をするのが、正しい修行の

順序である（嘉納、1936）」

嘉納はこれらの考え方を元に、後に「精力善用」という概念を唱えるが、藪根（1999）や寒川（2014）が指摘しているように、その根本術理は間違いなく「柔の原理」にあった。柔道は、その名が示す通り「柔」という概念を抜きにして成立し得ない武道である。

しかし、有山ら（2016, pp.10-11）が柔の原理定着尺度を作成した際に、このような報告があった。武技や武術を原型に近い様式で現代に継承している柔術修行者の思考様式には「柔」の傾向が色濃く見られたのに対し、柔道競技者のそれは低く、ヨーロッパ発祥の格闘技であるレスリングの選手と同程度に過ぎなかつたというのである。つまり、現代の柔道選手は「柔よく剛を制す」動きや戦術を重視しておらず、嘉納治五郎が講道館柔道を創始した際に間違いなく取り入れたはずの「柔の原理」は現在の競技柔道には継承されていないという可能性を提示したのである。海外の選手が行う力任せの柔道を主観的に「剛」のイメージで捉えることがよくあるが、柔道の「剛」道化はわが国の柔道自身に内在する問題として把握する必要があるというのである。それは即ち、現代の競技柔道をそのまま体育教材に取り入れても、運動学習としては武技・武術に連なる運動文化の姿を正しく伝えることはできないということを意味する。もしそうであるならば、平成元年改訂以前の学習指導要領では「武道」が「格技」であったように、柔道は少なくとも技能のうえでは伝統や文化を学ぶ「武道」領域の教材ではなく、単なる格闘技「スポーツ」の一つに過ぎないということになろう。

### 3 研究の目的

有山らが柔道のスポーツ化を指摘した研究のもとになった調査には、手続きの精緻さという点において一つの瑕疵があった。それは、調査の対象になった柔術修行者の年齢幅が14～83歳（平均49.9 ± SD16.2）であったのに対し、柔道選手のほとんどが高校・大学の競技選手であり、15～63歳（平均21.0歳 ± SD6.6）の若い年齢層に偏っていた点にある。そのため、柔道に関する結果は、チャンピオンスポーツにおける競技選手の傾向のみをあらわすもので、競技の一線を退いた後も柔道を愛好する人々の志向性がほとんど反映されていない可能性が指摘できるのである。

そこで本研究では、前回の調査の瑕疵を補うことを目的に、柔道に関してより高い年齢層を含めた調査を行うこととする。これにより、以前の研究で欠落していた競技を目的としていない愛好者のデータを加え、より広い属性の柔道選手が「柔能く剛を制す」動きや戦術をどの程度重視しているか、柔術修行者等と比較しながらその傾向を探ることとする。そのうえで、武道の動きや戦術を通して自国の伝統や文化を学ぶ授業という観点をもとに、体育教材としての柔道の可能性と限界について考察していきたいと考える。

### 4 研究の手続き

#### 4-1 調査の方法

本研究では、有山らが作成した「柔の原理定着尺度」を用いることにより、柔道選手の戦術的な思考様式において「柔の原理」をどの程度重視する傾向があるか把握することとする。

「柔の原理定着尺度」は、具体的な動きやテクニックの側面をあらわす「息息を外す動き」及び、戦術選択の側面をあらわす「陰陽の使い分け」という2因子・20項目からなる設問で構成されており、それぞれの尺度項目はSD法を用いた形式で作成されている。質問紙では「柔」と「剛」で対比される動きや戦術が対置されており、4段階リッカート尺度によって自分の重視す

る度合いを回答していく。回答者にバイアスがかからぬよう「柔」と「剛」の尺度項目はランダムに対置されているが、集計段階では得点が高くなるほど「柔」の傾向が強くなるように設計されている（表1）。

表1 柔の原理定着尺度

(1) 相手が闘志満々のときには…	4 3 2 1	
負けずに闘志を燃やす	-   -   -	逆に冷静になる
(2) 強い力に対しては…	4 3 2 1	
すかしたりそらしたりする	-   -   -	より強い力を出そうとする
(3) 素早く動く相手には…	4 3 2 1	
より素早く動く	-   -   -	どつしり構える
(4) 戦うときの基本の構え(姿勢)は…	4 3 2 1	
力を抜いてすらっと立つ	-   -   -	力を入れてがっちり構える
(5) 相手の技(わざ)に対応するときは…	4 3 2 1	
相手の動きを自分に利用する	-   -   -	相手の動きを力強く制する
(6) 優勢に戦いを進めるには…	4 3 2 1	
状況に応じた多彩な技を出す	-   -   -	絶対的な決め技にこだわりをもつ
(7) あなたが守勢になっている場合には…	4 3 2 1	
相手の動きをかわすような柔軟な守りをする	-   -   -	相手の動きを跳ね返すような堅い守りをする
(8) 自分の動きに引き込むには…	4 3 2 1	
相手に合わせながら自分の動きに転化する	-   -   -	力強く相手の動きをさえぎる
(9) 相手が激しく動きまわる場合には…	4 3 2 1	
相手よりもっと激しく動く	-   -   -	落ち着いてどつしり構える
(10) 自分が闘志満々のときには…	4 3 2 1	
闘志を表に出す	-   -   -	平静をよそおう
(11) 試合が始まる瞬間には…	4 3 2 1	
相手の出方や気配を読んで攻撃する	-   -   -	相手に関係なく自分の決めた方法で攻撃する
(12) 相手の技を防ぐには…	4 3 2 1	
そらしたりかわしたりする	-   -   -	受け止めたり押し返したりする
(13) 勝負のクライマックスでは…	4 3 2 1	
気迫を前面に押し出す	-   -   -	つとめて冷静になる
(14) 試合運びのキーポイントは…	4 3 2 1	
相手の動きに瞬時に反応して動く	-   -   -	相手にかかわらず自分の得意な動き方をする
(15) 戦術を考えるときは…	4 3 2 1	
どんな相手にも自分の戦術は変えない	-   -   -	相手によって戦術は変える
(16) 相手の激しい攻めに対しては…	4 3 2 1	
勢いに負けないように反撃する	-   -   -	逆らわずに受け流しながら反撃する
(17) 相手のかたい守りに対しては…	4 3 2 1	
相手を誘い出すT.夫をする	-   -   -	自分のやり方で力強く攻める
(18) 相手が試合中に戦い方を変えてきたなら…	4 3 2 1	
自分の決めた戦法をつらぬく	-   -   -	状況に応じて戦法を変える
(19) 相手がにらみ付けてきたら…	4 3 2 1	
にらみ返す	-   -   -	受け流す
(20) 守りから攻めに転じる場合は…	4 3 2 1	
相手の動きや力を利用して反撃する	-   -   -	自分の得意な動きで力強く反撃する

#### 4-2 アンケート調査の実施

アンケート調査は平成28年6月～9月に実施した。対象は、講道館大道場において行われる一般稽古に参加した135名（有効回答数119）及び大学体育会柔道部所属選手97名（有効回答数94）である（表2）。講道館における調査は対面による面接調査法を採用し、大学柔道部については代表者への郵送による集団面接法で回答を得ることとした。

調査内容は、①フェイスシート（年齢・性別・属性・経験年数・段位・柔道への志向性）、②柔の原理定着尺度20項目によって構成されている。なお、フェイスシートにおける「属性」とは、「競技者」・「指導者」・「愛好者」の別を回答するものである。

表2 調査対象者

	有効回答数／全回答数（人）	平均年齢（歳） ±SD	年齢幅（歳）
柔道選手全体	213／232	37.3±20.2	18-84
競技者	102／107	22.3±10.9	19-78
	31／31	61.1±14.1	32-81
	80／94	46.6±16.2	18-84
柔術修行者	99／112	49. 9 ± 16. 2	14-83
レスリング選手	66／69	18. 2 ± 2. 2	10-22
一般人	253／257	21. 1 ± 6. 4	18-70

#### 4-3 データの分析

得られたデータについては、最も「柔」の傾向を示す回答を4点、最も「剛」の傾向を示す回答を1点として4段階で換算した。

分析にあたっては、今回得られた柔道選手のデータとの比較対象として、有山らが前回調査で収集した柔術修行者、レスリング選手及び一般人のデータを活用し、それぞれの群について因子ごとの下位尺度得点平均値の比較を行った後、フェイスシートで質問した項目のうち「属性」との関連を検討した。

なお、統計処理については、IBM SPSS Statistics ver.23を使用した。

### 5 結果と考察

#### 5-1 種目間の比較

幅広い年齢層の①「柔道選手」と、前回調査で「柔の原理」を継承していることが確認できた②「柔術修行者」、ヨーロッパ発祥の格闘技である③「レスリング選手」、アスリートではない④「一般人（学生・社会人）」の4群の平均点を比較した。なお、可能な限り有効回答数を確保する観点から、各尺度を構成する項目の70%以上に回答したものを分析対象として採用することとした。

①から④の属性を独立変数、それぞれの下位尺度得点の平均を従属変数とした一元配置の分散分析を行い、その結果、「息息を外す動き」及び「陰陽の使い分け」の両因子ともに主効果が認められることを確認した上で、多重比較（Tukey HSD法）を試みた。その結果、両因子ともに平均点は、②柔術修行者が他のすべての群に対して有意に高く、また、有意な差はないものの「陰

陽の使い分け」因子において①柔道選手は④一般人よりも低い値が示された（表3）。

表3 調査対象ごとの「柔の原理」の定着度の比較

p&lt;.05

	①柔道		②柔術		③レスリング		④一般市民		多重比較
	M	SD	M	SD	M	SD	M	SD	
気息を外す動き	30.08	6.26	35.90	6.42	30.77	6.15	31.10	6.24	②>①, ③, ④
陰陽の使い分け	23.71	4.78	28.85	6.04	23.31	5.17	24.90	4.64	②>①, ③, ④

これは、前回調査の結果をほぼ否定するもので、現在の柔道においては「柔よく剛を制す」とが単に理念上の理想に過ぎず、実際の動きや戦術としては形骸化していることが判明した。柔道のスポーツ化は、ルールの変更や柔道着の色など目に見える事柄において表面化しているように考えられているが、今回の結果は、その実相が術理の変容というより根源的な部分において進行していることを示している。

## 5-2 属性による比較

創始者・嘉納治五郎の言葉からも推察できるように、「柔の原理」は柔道を柔道たらしめる原理であるとともに、わが国の伝統的な運動文化を規定する最も重要な概念である。柔道は、この柔術から受け継いだはずの戦術原理を完全に喪失してしまったのであろうか。

そこで本研究では、柔道選手を、①主に大学体育会柔道部に属する「競技者」、②クラブや道場、教室などで柔道を教える「指導者」、③競技を離れて柔道を楽しんでいる「愛好者」の3つの属性に分け、①から③の属性を独立変数、それぞれの下位尺度得点の平均を従属変数とした一元配置の分散分析を行い、「気息を外す動き」及び「陰陽の使い分け」の両因子ともに主効果が認められることを確認した上で、多重比較（Tukey HSD法）試みた。その結果、「気息を外す動き」因子において、③愛好者は①競技者よりも「柔」の平均値が有意に高くなることが示唆された。また、「陰陽の使い分け」因子について②指導者及び③愛好者は、①競技者よりも「柔」の平均値が高くなることが示された（表4）。

表4 柔道選手の属性ごとの「柔」の傾向比較

p&lt;.05

	①競技者		②指導者		③愛好者		多重比較
	M	SD	M	SD	M	SD	
気息を外す動き	28.58	6.87	30.97	6.18	31.62	5.23	①<③
陰陽の使い分け	22.68	4.51	25.23	5.45	24.42	4.72	①<②, ③

これは同じ柔道選手であっても、チャンピオンスポーツの実践者である競技者よりも、実践者ではないがコーチとして関わる指導者、そしてすでに競技から離れた愛好者へと、チャンピオンスポーツから離れるにしたがって「柔」の傾向が高まり、その傾向は戦術面でより強いことを示唆

している。その意味することを推定するならば、勝負としては「剛」に傾きがちであった現代の柔道選手も、競技から離れるにしたがって術理としての「柔の原理」へ回帰する傾向があることを意味しているように思われる。

以上の結果から、柔道が自国の運動文化として動きや戦術のなかに継承した「柔の原理」は、競技化の進展とともに失われつつあることは間違いない。しかし、それは柔道が完全に変質してしまったことを意味するものでもない。「柔の原理」はスポーツというルールのある競争という条件下では必ずしも絶対的な必勝の原理とはならず、動きや戦術として決して表に出ることはない。しかし、それは潜在的な美意識として柔道選手のなかに底流し続け、競技という制約を離れるにしたがって蘇る傾向が看取できるといえよう。

## 6 まとめ

柔道は、自国の運動文化として武技・武術から「柔の原理」という術理を継承しながら創始された。有山らは、この「柔の原理」を「柔よく剛を制す」動きや戦術として具体化することによって、運動学習として伝統や文化を学ぶ柔道学習を提案した。

しかし、スポーツ化した競技柔道では「柔よく剛を制す」動きや戦術は重視されず、一見、術理としての「柔の原理」は失われたように見える。しかし、それは柔道選手の中に潜在的な美意識として伏流し続け、競技という呪縛が解けるに連れ復元する傾向があることが示唆された。

これは、伝統や文化を学ぶ体育教材として柔道を位置づけ、その学習を構築しようとする際に重要な意味をもつ。それは、次の2点に集約される。まず1点目は、現在の競技柔道を体育学習に持ち込むことの限界である。現在のスポーツ化した競技柔道をそのまま何の編集も加えずに体育学習に導入しても、学習指導要領がねらいとする自国の伝統や文化の学習は達成できないということを、今、我々は認識せねばならない。現在、安全性という観点から、競技実績のある専門家を外部指導者として授業に導入することが広く行われているが、運動文化を学ぶという意味においてはより慎重になるべきであろう。伝統的な術理を見えなくしているのは、他でもない「競技」の専門家なのである。

もう一点は、伝統や文化を学ぶ教材としての柔道の可能性である。今回の研究では、競技者から指導者、愛好者へと競技から遠ざかるにつれて「柔」の傾向が高くなることが示唆された。これは、柔道から「柔の原理」が全て消失したわけではなく、その潜在的な美意識の中に、今も「柔よく剛を制す」動きや戦術を重視する傾向が底流していることを意味している。すなわち、柔道は、古来の武技・武術から受け継いだ動きや戦術と、ルールのあるスポーツにおいて勝敗を競う動きや戦術を明確に切り分けることによって、伝統や文化を学ぶ学習内容を構成し得る体力を取り戻す。

今、学習指導要領が求める「文化を学ぶ」体育授業として柔道が進むべき道筋は、その根拠の不確かな修養主義的価値観に依存することでも、競技柔道で用いられる華麗な「技」を教え込むことでもない。日本発祥の運動文化として「何が柔道を柔道たらしめるのか」を明らかにし競技スポーツとの差別化を図ること、より具体的には、武術・武技から柔道が継承した「柔よく剛を制す」動きや戦術及びそれを生み出す「柔の原理」を運動学習に位置付けた指導体系を創り上げることが必要であろう。

注1) 1987年に日本武道協会が定めた武道憲章には、その前文に「武道は、日本古来の勝負の精神に由来し、(中略)、心技一如の教えに則り、礼を修め、技を磨き、身体を鍛え、心胆を鍛る修行道・鍛錬法として洗練され発展してきた。このような武道の特性は今日に継承され、旺盛な活力と精神な気風の源泉として日本人の人格形成に少なからざる役割を果たしている。(後略)。」とあり、第1条の目的に「武道は、武技による心身の鍛錬を通じて人格を磨き、識見を高め、有為の人物を育成することを目的とする」ことを掲げている。

注2) エリック・ホムズボウムラ（前川啓治・梶原景昭他訳：1992）は、「創られた伝統」という概念を提唱し、伝統というものは我々が想像するよりも意図的・人工的に創作されたがちであることを指摘した。ホブズボウムラは、「創られた伝統」というものを、「通常、顯在と潜在を問わず容認された規則によって統括される一連の慣習であり、反復によってある特定の行為の価値や規範を教え込もうとし、必然的に過去からの連續性を暗示す一連の儀礼的ないし象徴的特質」と捉え、「新たな伝統が挿入された歴史的過去というものは、はるかな過去に遡るほど延々と続いている必要はない。創りだされた伝統の特殊性とは、歴史的な過去との連續性が大方架空のものだということでもある。つまり、そうした伝統とは、新しい状況に直面した際、古い状況に言及する形をとるか、あるいは半ば義務的な反復によって過去を築き上げるかといった対応のことなのである。」と述べている。

### 謝辞

本研究を行う際に御支援をいただきました公益財団法人講道館の鯫島元成先生ならびに畠山洋平様はじめ多くの皆様、アンケートに快く応じてくださった柔道関係者の皆様に、この場を借り厚く御礼申し上げます。

### 引用・参考文献

- 有山篤利・山下秋二（2015）教科体育における柔道の学習内容とその学びの構造に関する検討. 体育科教育学研究, 31 (1) :1–16.
- 有山篤利・島本好平・中西純司（2016）「柔の原理定着尺度」の開発を通した柔道の学習内容の提示, 体育学研究, 61 (2) :421–433.
- 中央教育審議会（2008）幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改訂について（答申）.
- 井上俊（2004）歴史文化ライブラリー179武道の誕生. 吉川弘文館.
- 石田智巳（2008）新学習指導要領への期待とその体制がもたらす不安. 体育科教育, 56 (6) 44–46.
- 梶田叡一（2008）我が国の伝統と文化の教育. 人間教育研究協議会編. 伝統文化の教育 金子書房, pp.6-13.
- 梶田叡一（2009）我が国の伝統・文化の教育の潮流. 中村哲編著. 学校を活性化する伝統・文化の教育. 学事出版, pp.13-20.
- 嘉納治五郎（1915）立功の基礎と柔道の修行. 柔道1 (2). 柔道会本部, pp.1-6.
- 嘉納治五郎（1936）柔道における修行者に告ぐ. 柔道7 (6). 講道館文化会, pp.3-4.
- 文部科学省（2008）中学校学習指導要領解説保健体育編. 東山書房, pp.99-117.

- 中村民雄（2010）中学校武道必修化について－わが国固有の伝統と文化をどう伝えるか－. 武道学研究, 42 (3) :1–9.
- 中村敏雄（1988）なぜ「わが国固有なのか」. 体育科教育, 36 (12) :58–60.
- 佐藤臣彦（1991）体育とスポーツの概念的区分に関するカテゴリー的考察. 体育原理研究, 22: 1–12
- 佐藤豊（2010）教科等における伝統や文化に関する教育の推進. 文部科学省教育課程課編集. 中等教育資料, NO.894: p.22.
- 寒川恒夫（2014）日本武道と東洋思想. 平凡社, pp.307-328.
- 簸根敏和・岡田修一・山崎俊介・永木耕介・猪熊真（1999）「柔の理」の意味に関する研究. 武道学研究, 31 (3) :14–25.